

# 米原市公募型物品売払い要項 (普通乗合自動車(マイクロバス)1台)



令和7年5月実施  
米原市総務部契約管財課

## 1 はじめに

米原市では、市が所有している物品（普通乗合自動車(マイクロバス) 1台) を公募型見積合せ（以下「見積合せ」という。）により買受人を決定します。

この見積合せに参加を希望される人は、この米原市公募型物品売払い要項（以下「公募要項」という。）をよくお読みいただき、御理解の上、お申込みください。

今回の見積合せは、米原市があらかじめ定めた予定価格（最低売払価格）以上で最も高い価格の見積書を提出された方を買受人として決定する方法です。

## 2 売払物品

見積合せに付する物品（以下「売払物品」という。）は、次のとおりとし、詳細については、物品調書（別記1）によるものとします。

物品番号 1	物品名	普通乗合自動車(マイクロバス)	予定価格 (最低売払価格) 950,000円 (消費税および地方消費税を除く。)
	車名	日野リエッセII	
	車台番号	XZB51-0001050	
	型式	PB-XZB51M	
	排気量	4.00L(軽油)	
	初年度登録	平成17年2月	
	有効期限	車検切れ	
	総走行距離	138,657km	
	その他	・乗車定員 26人 ・ミッション:AT ・スタッドレスタイヤ付属 ・タイヤチェーン付属	

## 3 見積合せの概要

### (1) 公募要項の配布

- ア 配布期間 令和7年5月1日(木) から令和7年5月16日(金) まで  
午前8時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く。)
- イ 配布場所 米原市役所本庁舎 総務部契約管財課  
または市公式ウェブサイトに掲載しています。

### (2) 売払物品の確認

売払物品の確認については、次の期間において実施します。十分に確認の上、応募してください。

- ア 確認期間 令和7年5月12日(月) から令和7年5月16日(金) まで  
午前9時30分から午後4時まで
- イ 確認場所 滋賀県米原市顔戸488番地3 米原市近江市民自治センター 駐車場

※売払物品の確認を希望する人は、事前に契約管財課へ申し出てください。  
ただし、試乗はできません。

(3) 見積書の提出等

ア 提出場所 滋賀県米原市米原 1016 番地 (〒521-8501)  
米原市役所本庁舎 総務部契約管財課

イ 提出期間 令和 7 年 5 月 19 日 (月) から令和 7 年 5 月 21 日 (水) まで  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※郵送の場合は、締切日前日の 5 月 20 日 (火) 必着

ウ 提出方法

(ア) 見積書 (様式 1) および誓約書 (様式 2) を見積書用封筒 (様式 3) に入れ、封印をして持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合は、5 月 20 日 (火) 必着 (上記イの提出期限の前日) となりますので御注意ください。

(イ) 見積金額は、消費税および地方消費税を除いた金額としてください。

エ 予定価格 (最低売払価格)

物品番号 1 金 9 5 0, 0 0 0 円 (消費税および地方消費税を除く。)

※契約金額は、見積額に消費税および地方消費税を加えた金額となります。

(4) 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができます。

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 国税等を滞納していないこと。

ウ 米原市暴力団排除条例 (平成 23 年米原市条例第 36 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) または次のいずれかに該当しない者

(ア) 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(5) 見積書の開札

- ア 日 時 令和7年5月22日(木) 午前9時から
- イ 場 所 米原市役所本庁舎 契約管財課
- ウ 立会者 見積合せ参加者またはその代理人としますが、出席できないときは、当該見積事務に関係のない米原市職員を立ち合わせて行います。

(6) 買受人(落札者)の決定

- ア 買受人(落札者)は、予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格をもって見積書の提出をされた方とし、落札決定通知書を送付します。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした方が2人以上あるときは直ちに該当者によるくじ引きによって決定します。この場合、くじを引かない(開札立会していない)方がいるときは、この方に代わって、当該入札事務に関係のない米原市職員にくじを引かせます。
- ウ 買受人(落札者)とならなかった方には結果を通知しませんので、あらかじめ御了承ください。

(7) 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とします。

- ア (4)に定める参加資格のない者が行った見積り
- イ 本市指定の見積書(様式1)以外の用紙を使用して行った見積り
- ウ 同一物件について2通以上の見積書を提出した見積り
- エ 予定価格を下回る金額での見積り
- オ 見積書記載の金額、氏名、押印その他要件の記載が確認できない見積り
- カ 見積書記載の金額を加除訂正した見積り
- キ アからカまでに掲げるもののほか、見積合せに関する条件に違反した見積り

4 契約および売払物品の引渡し等

(1) 契約

- ア 契約の内容 物品売買契約書(案)(様式4)のとおりとします。
- イ 契約の締結 買受人(落札者)には、落札決定通知書の交付後10日以内に売買契約を締結するものとします。なお、契約に係る費用は、買受人(落札者)の負担となります。
- ウ 売買代金 売買代金は、契約の締結後、市の発行する納入通知書により、指定の期日までに納付してください。
- エ 契約の辞退 落札後の契約の辞退はできません。

(2) 売払物品の引渡し等

- ア 引渡期限 令和7年6月20日(金)午後5時まで
- イ 引渡場所 米原市近江市民自治センター(滋賀県米原市顔戸488番地3)
- ウ 引渡条件 売払物品の引渡しは、上記の場所で当該物品の売買代金の支払に係る書類を確認した上で、現状有姿のまま引き渡します。車両引取りの費用は、買

受人（落札者）の負担とします。

エ 移転登録 所有権移転等に係る全ての費用は、買受人（落札者）の負担とし、その手続は買受人（落札者）の責任において行ってください。

オ 附帯条件 引渡し後の不調や故障の保証は一切いたしません。返品も応じられません。また、車両本体に記載している「米原市」の文字は、所有権移転後に必ず消去してください。

## 5 その他

この要項に定めのない事項は、米原市契約規則（平成 17 年米原市規則第 43 号）によるものとします。

## 6 問合せ先

〒521-8501

滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 総務部契約管財課 管財グループ

TEL (0749)53-5166 (直通) FAX (0749)53-5148

### 物 品 調 書 (物品番号 1)

物品番号 1	物品名	普通乗合自動車(マイクロバス)	予定価格 (最低売払価格) 950,000円 (消費税および地方消費税を除く。)
	車名	日野リエッセⅡ	
	車台番号	XZB51-0001050	
	型式	PB-XZB51M	
	排気量	4.00L(軽油)	
	初年度登録	平成17年2月	
	有効期限	車検切れ	
	総走行距離	138,657km	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員 26人</li> <li>・ミッション:AT</li> <li>・スタッドレスタイヤ付属</li> <li>・タイヤチェーン付属</li> </ul>	

#### 【外観】



【外観】



【車内運転席】



【乗車ドア・ステップ】



【車内乗合室内】



【ODO メーター】



## 見 積 書

見積金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">億</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">千万</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">百万</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">十万</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">万</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">千</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">百</td> <td style="width: 10%; border-right: 1px dashed black;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr style="height: 40px;"> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円									
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円											
物品番号	1																		
物 品 名	普通乗合自動車(マイクロバス)																		
<p>米原市公募型物品売払い要項および米原市契約規則を承知して上記のとおり見積りします。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">令和    年    月    日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">米 原 市 長                    様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">見 積 者 住所（または所在）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏名（または名称） （代表者名）</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> </div>																			

備考

- 1 見積書に住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名）、見積金額および日付を記載し、押印の上、必ず封筒に入れて提出してください。
- 2 見積書の金額記入は、アラビア数字（0， 1， 2， 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 3 見積金額の訂正はできませんので、訂正される場合は新しい見積書に再度記載してください。
- 4 見積金額は、消費税および地方消費税を含まない金額を記載してください。

## 誓約書

私は、米原市が実施する物品売払いの見積合せの参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 米原市公募型物品売払い要項（以下「公募要項」という。）の内容を承知して参加します。
- 2 公募要項3（4）に掲げる参加資格要件を全て満たします。
- 3 見積合せに際し、公募要項、売払物品の法令上の規制等、全て承知の上で参加します。
- 4 万一、不当または不備により、事務執行に支障を生じ迷惑を及ぼした場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において一切の責任を負います。

令和 年 月 日

米原市長 様

住所（または所在）  
氏名（または名称）  
（代表者名）

印

## 見積書用封筒（様式例）

【表】	【裏】
<p>物品番号 1 物品名 普通乗合自動車（マイクロバス）</p> <p>令7年5月○○日</p> <p>住所 米原市米原○○番地</p> <p>氏名または名称 米原 太郎</p> <p><b>見積書在中</b></p>	<p>印</p> <p>印</p> <p>印</p>

### 備考

- 1 見積書用封筒は、上記例を参考としてください。
- 2 件名、住所および氏名または名称を記入し、裏面に封印をしてください。
- 3 見積書および誓約書を同封し、提出してください。

様式4

物品売買契約書（案）

売出人 米原市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、物品（普通乗合自動車）の売買について次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約目的）

第2条 甲は、その所有する次条の売買物品を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを甲から買い受けるものとする。

（売買物品）

第3条 売買物品は、次のとおりとする。

物品の表示

物品番号 1	車名	日野リエッセⅡ
	車台番号	XZB51-0001050
	型式	PB-XZB51M
	初年度登録	平成17年2月

（売買代金）

第4条 売買代金は、金【落札金額×1.1】円（うち消費税および地方消費税 金 円）とする。

（売買代金の納付方法）

第5条 乙は、前条に定める売買代金を甲が発行する納入通知書により、指定の期日までに支払う。

（所有権の移転）

第6条 売買物品の所有権は、乙が第4条に定める売買代金を納付したときに、甲から乙に移転するものとする。

（売買物品の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物品の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに売買物品をその所在する場所において乙に現状有姿のまま引き渡すものとし、乙は、売買物品を令和7年6月20日までに引き取るものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から売買物品の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出するものとする。

(危険負担)

第8条 甲は、本契約の締結時から前条の売買物品の引渡しまでの間において、売買物品が甲の責めに帰さない事由により滅失し、または毀損した場合においても、乙に対してその責を負わないものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、本契約締結後、隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または本契約を解除することができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反したときは、契約を解除することができる。

(違約金)

第11条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙は、違約金として売買代金の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けた場合は、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結および履行に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 本契約に関して疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 滋賀県米原市米原 1016 番地  
氏名 米原市  
市長

印

乙 住所  
氏名

印